

設置の趣旨等を記載した書類 目次

1	設置の趣旨及び必要性	2
2	研究科、専攻の名称及び学位の名称	9
3	教育課程の編成の考え方及び特色	10
4	教育方法、履修指導、研究指導方法及び修了要件	21
5	基礎となる修士課程との関係	26
6	「大学院設置基準」第2条の2又は第14条による教育方法の実施	27
7	入学者選抜の概要	28
8	教員組織の編成の考え方及び特色	29
9	施設・設備等の整備計画	30
10	管理運営	31
11	自己点検・評価	32
12	認証評価	33
13	情報の公表	33
14	教育内容等の改善のための組織的な研修等	33

帝京平成大学大学院看護学研究科看護学専攻博士課程

設置の趣旨等を記載した書類

1. 設置の趣旨及び必要性

(1) 帝京平成大学の沿革

帝京平成大学は、「実学の精神を基とし 幅広い知識と 専門分野における 実践能力を身につけ 創造力豊かな逞しい 人間愛にあふれた 人材を養成する」ことを建学の精神として掲げている。

本学は、昭和 62 年 4 月に千葉県市原市に帝京技術科学大学として開学し、情報学部を設置した。平成 7 年に現在の帝京平成大学に名称を変更し、その後医療関連専門職であるメディカルスタッフの育成を必要とする社会的背景をうけ、平成 14 年に健康メディカル学部、平成 16 年に薬学部とヒューマンケア学部、さらに平成 20 年に地域医療学部を開設した。平成 29 年に地域医療学部を健康医療スポーツ学部に変更し、現在に至る。なお、平成 18 年には多様化の時代を生き抜く人材の育成を必要とする社会的背景をうけ、現代ライフ学部(令和 4 年 4 月からは人文社会学部に名称変更)を開設している。

大学院については、平成 4 年に大学院情報学研究科修士課程を開設したのち、平成 6 年に情報学研究科博士課程、平成 12 年に情報学研究科修士課程(通信制)を開設した(平成 25 年に情報学研究科を環境情報学研究科に変更)。さらに、平成 17 年に健康情報科学研究科修士・博士課程(平成 20 年に健康情報学研究科を健康科学研究科に変更)、平成 23 年に臨床心理学研究科専門職学位課程、平成 24 年に薬学研究科博士課程、平成 29 年に看護学研究科修士課程を開設した。

令和 4 年 4 月の時点で、本学は 5 学部(薬学部、人文社会学部、ヒューマンケア学部、健康メディカル学部、健康医療スポーツ学部)、5 研究科(薬学研究科、看護学研究科、環境情報学研究科、健康科学研究科、臨床心理学研究科)で構成されている。

また、本学のキャンパスは、千葉県市原市の千葉キャンパスを始まりとし、平成 16 年に同市に、ちはら台キャンパス、平成 20 年に東京都豊島区に池袋キャンパス、平成 25 年には東京都中野区に中野キャンパスと相次いで新キャンパスを開設し、学部や研究科の新設に伴う学生数の増加に対応できる充実した学修環境の提供に努めてきた。

(2) 設置の趣旨及び必要性

1) 帝京平成大学の 2 つの看護学科と修士課程について

前述した「帝京平成大学の沿革」で述べたように、本学は「実学の精神を基とし 幅広い知識と 専門分野における 実践能力を身につけ 創造力豊かな逞しい 人間愛にあふれた 人材を養成する」を建学の理念とする。この学是のもと、看護学教育において、2 つの学部(看護学科と、看護学研究科看護学専攻(修士課程))を開設し、ディプロマ・ポリシーに基づいた看護実践能力を養う教育を遂行してきた。

本学学士課程の看護学科は、「中野キャンパス(東京都中野区:ヒューマンケア学部看

護学科)」と「ちはら台キャンパス(千葉県市原市:健康医療スポーツ学部看護学科)」に設置されている。人材の養成方針は、中野の看護学科が「プロフェッショナルとしての高い能力と資質を身につけ人々から信頼される看護系人材」、ちはら台の看護学科が「地域の患者さんの最も身近な存在として信頼される看護職」の育成で、教育の根幹に「実学教育」を据えている。また両学科とも、臨地での実践教育は帝京大学附属の3つの病院(帝京大学医学部附属病院・帝京大学附属溝口病院・帝京大学ちば総合医療センター)を中心に、多くの保健医療福祉機関の臨床指導者と連携・協力しながら行い、看護実践能力を確実に修得できるよう「実学教育」に注力している。加えて、中野キャンパス看護学科では「科学的思考力と高いコミュニケーション能力を磨くカリキュラムとして、本学薬学部薬学科とチーム医療を想定した合同講義」を、またちはら台キャンパス看護学科では、「仲間や現場の先輩方、地域の人々との交流を通して“ひと”を深く理解し、心のこもったケアができる人間性の育成」、即ち、協働・連携力の養成教育にも重点を置いている。その他、中野の看護学科では、帝京平成大学が中野区と平成26(2014)年に「相互協力に関する基本協定」を締結以降、学園祭(四季祭)や「フレッシュセミナー(1年次の必修科目)」を通し、①中野区医師会と共催して「がん医療や緩和ケア」に対する理解向上への啓発活動(オレンジバルーンフェスタ in 中野)や、②認知症にやさしい地域づくりや予防対策事業を目的とした「認知症カフェ」に参加し、地域連携について実践の場を介して学修している【資料1. 帝京平成大学中野キャンパス_社会貢献地域連携活動(2019年度実績)】。また、ちはら台キャンパス看護学科においても、平成28(2016)年度に所在地の千葉県市原市と「連携協力に関する包括協定」を結び、相互資源の交流・活用を通して地域社会の発展に寄与するための活動(人材育成・教育・学術・文化・健康・医療・スポーツ)を行っている。学生は、①子育て支援員協議会ちはら台支部が主催する「ファミリー・サポート活動(遊びの提供や見守り活動)」や、②市の看護職とともに「上総いちほら国府まつり」にて血压測定や握力検査などを行い、地域連携について学修してきた【資料2. 帝京平成大学ちはら台キャンパス_社会貢献地域連携活動】。以上のことから、地域と協働しながら学是である「実学教育」に取り組む、教育の質保証にも努めてきた。

看護学研究科修士課程に関しては、令和3年現在、8つの看護学領域(基礎看護学・成人看護学・老年看護学・小児看護学・精神看護学・母性看護学・在宅看護学・公衆衛生看護学)を開講し、「建学の精神に則り、高度専門職業人として、複雑化・高度化する医療保健福祉分野における課題を広く理解し、他の専門職との協働の中で専門性の高い看護実践能力を発揮することができる人材育成」を使命としている。

これまでに養成したヒューマンケア学部、および健康医療スポーツ学部看護学科の卒業生は1,750名以上に登り、大学院看護学研究科看護学専攻修士課程の修了生は3名(令和4年度在籍数=1年生1名、2年生2名)で、大学所在地の東京都や千葉県のみならず国内の様々な看護実践の場で活躍している。

2) 設置の必要性と求められる人材像

文部科学省中央教育審議会大学分科会は、大学院博士課程教育の課題の1つに、「カリキュラムと社会・企業間の期待ギャップを指摘し、各大学院がそれぞれの強みや特

色を活かして社会が需要する①研究者、②高度専門職業人、③大学教員、④知識基盤社会を多様に支える高度知的素養人材を養成するための教育の質保証」を挙げた【資料 3. 文部科学省『2040 年を見据えた大学院教育のあるべき姿～社会を先導する人材の育成に向けた体質改善の方策～審議まとめ:平成 31 年 1 月 22 日』】。

では、看護系大学院の博士課程開講状況はどうであろうか。平成 3 年はわずか 2 校であったが、令和 3 年度には 106 大学院と著しく増加した。同様に、看護系大学学士課程は平成 3 年度には 11 校であったが、令和 3 年度には 274 校へと増加している。大学院修士課程においては平成 3 年度には 5 校であったのが令和 3 年度には 192 校へと増加し、それぞれ大幅に増えている【資料 4: 文部科学省 看護系大学数及び入学定員の推移[文部科学省高等教育局医学教育課調べ](抜粋)】。このような状況を受け、文部科学省は「看護教員の量的確保は必須だが、学位の保有や教員の教育力の保証も必要である」と指摘した【資料 5: 文科省『大学における看護系人材養成の在り方に関する第一次報告』】。

それでは、看護系人材養成について、いかなる社会的要請があるのだろうか。現代社会は、新型コロナウイルス感染症による世界的パンデミックや深刻な少子高齢化による人口減少が経済・財政状況、地域コミュニティのあり方、社会保障制度などの生活基盤に、また地球規模の環境劣化が自然災害を多発させ、これらの現況から生じる複雑かつ多様な問題が、人々の身体的・精神的・社会的な健康や生活に大きな影響を及ぼしている。加えて、第 4 次産業革命期に突入した今、教育現場でも ICT(Information and Communication Technology)の活用が推進されている。『新たな医療の在り方を踏まえた医師・看護師等の働き方ビジョン検討会報告書(平成 29 年 4 月 6 日)』においても、「これからの日本の医療の在り方は社会・経済的基盤を左右するほどの重要性を持つ。医療を取り巻く環境(公的財源の制約・労働力人口の減少・ICT の予想を超える速度の進展)は大きく激しいうねりの中にあり、患者・住民のニーズは増大・多様化し患者像は変化し続けている。医療は保健・医療・福祉とフラットに連携しながら、予防・治療から看取りに至るまで患者・住民の QOL の継続的向上や患者・家族・地域社会の個別性・多様性・複雑性に対応した創造的なサービスデザインの構築が不可欠である」と分析されている【資料 6: 厚生労働省『新たな医療の在り方を踏まえた医師・看護師等の働き方ビジョン検討会報告書』】。また、求められる人材養成像を、『大学における看護系人材養成の在り方に関する第一次報告(令和元年 12 月 20 日)』で概観すると、「少子高齢化による人口構造の変化や医療の高度化・複雑化等から看護サービスに対する期待がますます高まり、国民一人一人のニーズが多様化し医療の安全・安心の重視とともに医療の質がより重視されている。高い実践力、即ち臨床判断力(臨床推論力)の修得への期待が高い」などが明示されている【資料 5: 文科省『大学における看護系人材養成の在り方に関する第一次報告』】。

以上のことから、社会環境が大きく変化する中、ケア対象者(個人・家族・集団・社会)の看護ニーズもそれぞれの生活環境ごとに大きく異なるため、医療・看護・保健・福祉分野で働く看護職は人々を取り巻く環境やニーズを包括的に捉え、生活/健康課題(予防～治療/療養、社会復帰、ターミナル期に至るまで)に対し、的確な臨床判断や看護理論・技術等に関する深い学識のもと多様な視点から複合的・重層的にアプローチ

し、人々の QOL(Quality of Life)の向上に貢献できる看護実践者・看護学教育者(現任教育者も含む)・看護学研究者の育成は急務である。

よって、その功究の場として、本学看護学研究科博士課程を開設し、現代社会が求める高度な看護教育者・研究者や実践者を育成し、看護の質の向上と社会貢献を果たす拠点としたい。

(3) 設置の理念と目的

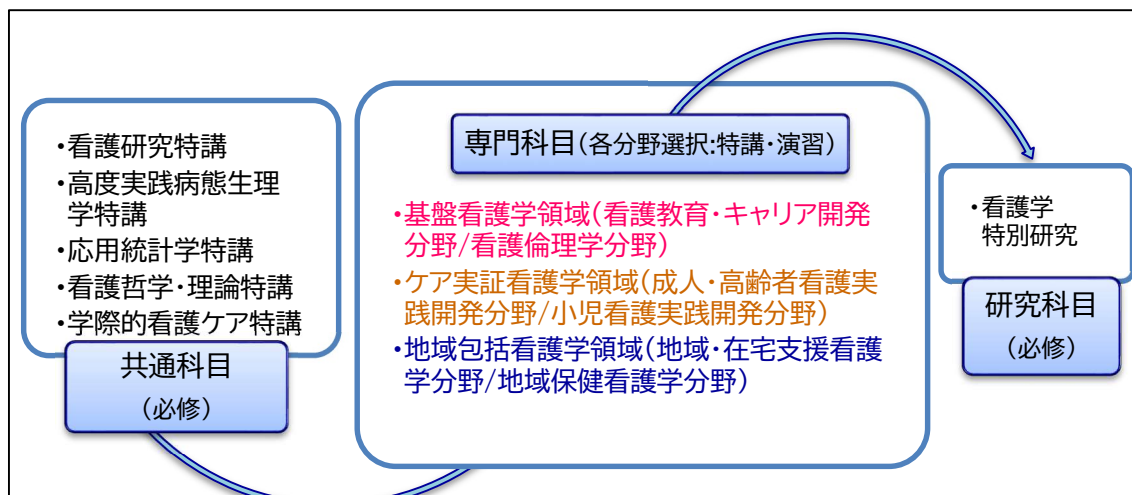
1) 教育・研究上の理念と目的

前述した「帝京平成大学の沿革」で述べたように、本学は「実学の精神を基とし幅広い知識と 専門分野における 実践能力を身につけ 創造力豊かな逞しい 人間愛にあふれた 人材を養成する」を建学の理念とする。この学是のもと、本学博士課程では教育・研究上の目的を、「専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うこと(帝京平成大学大学院学則 第1章第3条の4)」に置いている。これらを受け、また先に述べた「設置の必要性と求められる人材像」の観点から、本学看護学研究科博士課程では、多様化・複雑化する看護ニーズに応えるために、的確な臨床判断や看護学に関する深い学識のもと、人々の QOL の向上に貢献できる看護理論や技術を提供できる高度な看護実践者・看護学教育者・看護学研究者を修士・博士課程を通じ育成する。

2) 領域・分野設定の考え方

本学看護学研究科博士課程は、既存の修士課程で開講している8つの看護学領域(基礎看護学・成人看護学・老年看護学・小児看護学・精神看護学・母性看護学・在宅看護学・公衆衛生看護学)での教育・研究を融合・発展させた「3つの看護学領域(基盤看護学領域・ケア実証看護学領域・地域包括看護学領域:各2分野)」を開講する。

<博士課程:3領域の教育課程の構造図>



【基盤看護学領域】

当該領域では、修士課程の基礎看護学領域(看護倫理学・看護教育学・看護管理学を含む)を発展させ、院生が専攻する学問分野に関する高度な理論や知識、実践力を修得するために2つの分野を設定する。

まず1つめは、「看護教育・キャリア開発分野」で、看護教育の歴史を紐解きながら、時代とともに変遷する看護教育の現状と今日的課題を明らかにするとともに、看護学の教授方法についても探求し、次世代を支える看護職の養成や臨床現場での現任教育についての研究に取り組む。またキャリア開発では、現行の看護政策のもと時代に合致した看護職(個人/組織レベル)のキャリア開発や組織の管理運営方法について探求し、変化し続ける社会に対応するため、新たな看護職者のキャリア開発・組織化等についての研究に取り組む。

2つ目は「看護倫理学分野」で、ケア対象者の価値観が多様化する今日において、看護ケアを提供するにあたり基盤となる人権尊重や医療現場で起こる様々な倫理問題について、現状分析のもと、その解決策と看護職に求められる倫理的責務について探求する。各々の看護専門領域で生じている倫理問題や課題について、倫理・哲学・法律等も踏まえ、幅広い視点から研究に取り組む。

前述の「2) 設置の必要性と求められる人材像」で示したように、科学技術の進歩に伴う医療の高度化・複雑化、人々の価値観の多様化などから、看護実践においても、的確な臨床判断や看護学に関する深い学識に基づいた高度な看護実践力や、人間の尊厳と権利擁護を基盤にしたヒューマンケアへの深い理解が求められるようになった。よって、看護職養成機関や臨床現場における教育体制の質的向上も喫緊の課題である。

ゆえに、本領域では、看護教育・看護職のキャリア開発、看護倫理学について、高度な理論や知識を備えた看護系大学教員や医療現場における現任教育担当者の育成の他、医療現場で起こる様々な倫理問題の解決に向けて組織内外を横断的に調整し、最善の解決へと導くことのできる高度な看護実践者、教育や倫理に関して新たな知見を提示できる看護学研究者の育成を目的とする。

【ケア実証看護学領域】

当該領域は、修士課程の成人看護学・老年看護学・小児看護学領域の3領域を含み、院生が専攻する学問分野に関する高度な理論や知識、実践力を修得し、新たなケア等について、その実現可能性や効果を探求するために、2つの分野を配置する。

1つめは「成人・高齢者看護実践開発分野」で、各々の看護専門領域の専門性のもと、成人期から高齢者に至るケア対象者の身体的・精神的・社会的 QOL の向上や、スピリチュアルケアについて実証的にアプローチし、独創的探究のもと、新たなケア方法論について、またライフステージの最期を迎えた高齢者や家族がそれぞれに QOL を大切に生活できる質の高い援助方法等に関する研究に取り組む。

2つ目は「小児看護実践開発分野」で、子どもの発達段階や家族のニーズに即した質の高いケア方法論(子どもの健康・生活支援、母子関係論など)、ケア対象者の継続的な QOL の向上を可能とする研究等に取り組む。

前述した昨今の社会的状況から、看護職には、ケア対象者の発達段階に配慮し、そ

の人の健康・生活課題に対する的確な臨床判断や看護学に関する深い学識のもと、QOLの質的向上につながる高度な看護実践力が求められている。また、看護が実践の科学である以上、ケア方法の開発や実証に取り組むことは、教育および研究分野でも欠くことができない。

よって、本領域では、当該学問分野を専門とする高度な看護実践者および看護学教育者・看護学研究者の人材育成を目指す。

【地域包括看護学領域】

当該領域は、修士課程の公衆衛生看護学・在宅看護学領域の2領域を含み、院生が専攻する学問分野に関する高度な理論や知識、実践力を修得し、時代の変遷とともに多様化・複雑化する地域における看護活動への要請に対して、包括的な視点から効果的な看護を提供できる能力を培うことを目的に2つの分野を設定する。

1つめは、「地域・在宅支援看護学分野」である。前述したように、現代社会は少子高齢化による核家族化が顕著で、また高齢者単身世帯も急激に増加し、3世代同居時代とは異なる生活形態・様式にある。よって国も、地域の包括的な支援・サービス提供体制の構築を目指している。ゆえに、看護の観点からの地域生活支援の需要も非常に高い。そこで、「地域・在宅支援看護学分野」では、地域で生活するケア対象者の健康の保持増進に向けた取り組みや、健康・生活問題を抱えた在宅療養者やその家族のQOLの向上を目指し、多職種との連携・協働も含め新たなケア方法の開発等に向けた研究に取り組む。

2つ目は「地域保健看護学分野」で、地域で生活する人々が様々なライフステージに応じた健康管理行動がとれるよう、ヘルスプロモーションの視点から支援し、住民の健康やQOLの向上を目指した研究等を目指す。

近年、人々が住み慣れた地域でよりよい健康を獲得・継続するための施策や支援、また可能な限り在宅で最期までその人らしく生活し続けることを実現するための質の高い地域包括ケアシステムの構築が目指されている。よって、看護職には、的確な臨床判断や看護学に関する深い学識のもと、地域で生活する人々のQOLの向上に貢献できる高度な看護実践力や、包括的な視点から捉えたケア対象者への支援が求められている。また、看護基礎教育課程でも、国の政策のもと「地域包括支援」に関する科目の配置や、臨床現場でも病院-地域-ケア対象者の有機的な連携・協働の重要性が強調されている。

ゆえに、本領域では、当該学問分野を専門とする高度な看護実践者および看護学教育者・看護学研究者の人材育成を目指すこととする。

(4) 育成する人材像と修了後の進路

1) 育成する具体的な人材像

本学看護学研究科博士課程では、学生が専攻する看護学領域・分野における研究課題を的確な臨床判断に基づいて深く掘り下げ、独創的で卓越した高度な研究能力と、幅広い視野と深い学識を基盤とした高度な看護実践者および看護学教育者・看護学研究者の育成を目指し、社会の負託に応えることとする。

以下、看護実践者、看護教育者、看護研究者の共通ディプロマ・ポリシー(卒業認定・学位授与の方針)として①～③を定め、併せて、実践者、教育者、研究者ごとに求められる能力も明示する。

【ディプロマ・ポリシー】

- ① 変化し続ける社会環境および看護、看護教育への社会的要請を理解するとともに、的確な臨床判断と看護理論や技術などについての深い学識のもと、看護実践者ならびに教育者・研究者として、ケア対象者および教育についての課題や問題を説明することができる能力を有している。
- ② ①の課題や問題を解決するために、各々の看護専門領域のみならず、周辺学問領域等も含め学際的な視点から看護実践や教育・研究について探求し、新たな概念や方法を開発・構築できる能力を有している。
- ③ 研究者として高い倫理観を保ち、独創的な研究を行い、各々の看護専門領域でケア対象者の Quality of Life(QOL)の向上に貢献できる研究結果や、臨床及び教育現場等に還元できる新たな知見を産出した学位論文を作成し、公表することができる。

<看護実践者>

- ・博士課程で培った能力や知見を、それぞれの現場で活用し、ケア対象者の QOL の向上を目指した高度な看護実践を提供することができる能力がある。
- ・ケア対象者の多様化・複雑化する健康・生活課題に対して、その解決に向けてリーダーシップを発揮し指導的な役割を担うことができる能力がある。

<看護学教育者>

- ・博士課程で培った能力や知見を、個別または集団への質の高い講義や演習、実習に活用することができる能力がある。
- ・看護を志す人や現場の看護職の成長やキャリア開発について指導的な役割を担うとともに、自身の教育力の向上のために研鑽を重ねることができる能力がある。

<看護学研究者>

- ・博士課程で培った能力や知見をもとに、研究課題を見出し、高い倫理観をもって研究に取り組み、その成果を社会に還元し続けることができる能力がある。

2) 修了後の進路

高度な専門性をもち、博士課程で培った教育・実践・研究能力を活かして、高等教育機関や保健医療福祉などの実践現場での活躍が期待できる。

① 看護・医療・保健・福祉の実践現場でリーダーを担える高度な看護実践者

修了者は、看護・医療・保健・福祉の実践現場で、博士課程で培った高度な専門業務を担える看護実践者として、リーダーシップを発揮しながら、指導的役割

を果たし活躍することができる。

高度な看護実践者の育成に対する人材ニーズについては、「学生確保の見通し」の項でも述べたが、本学が実施した大学院博士課程への「進学ニーズ等に関する出口調査(看護部長、採用担当者、大学院教授等)」において、96%の管理職等が「必要性を感じている」と回答した。よって、当該人材の社会的ニーズは非常に高いと推測することができる。

② 高等教育機関および臨床現場での優れた看護学教育者

修了者は、博士課程で培った看護学に関する高度な専門的知識と臨床判断能力をもつ教育者として、質の高い教育実践に尽力することが期待できる。

前述したように、看護教員の量的確保や教育力の質的向上は喫緊の課題であることから博士号取得者への社会的ニーズは非常に高いと考える。また臨床現場でも、医療の高度化・複雑化に伴い職場内研修に力を入れている。現場で、教育指導を担当する、現任教員としての活躍も期待できる。

③ 高等教育機関および臨床現場での優れた看護学研究者

修了者は、それぞれが属する職場で、博士課程で培った研究能力を活かして看護実践に関する課題を学際的な視点から分析し、継続して独創的な研究に携わり、その解決に向けた新たな知見を社会に発信する看護研究者として活躍することができる。

2. 研究科、専攻の名称および学位の名称

本研究科は、看護実践の研究科に沿う研究科であることから、研究科の名称は看護学研究科とし、学位に付記する専攻分野の名称は博士(看護学)とする。表記については、下記のとおりである。

研究科の名称	看護学研究科 Graduate School of Nursing Science
専攻	看護学専攻(博士課程) Major of Nursing Science/Doctoral Program in Nursing
学位名称	博士(看護学) Doctor of Nursing Science

3. 教育課程の編成の考え方及び特色

(1) 教育課程の編成の基本的な考え方

本学看護学研究科博士課程は、先に述べたように既存の修士課程の 8 つの看護学領域の教育・研究を融合・発展させた 3 つの看護学領域(各 2 分野)を開設する。修士課程と博士課程の関連性は、次の通りである。

【基盤看護学領域】

修士課程では、「看護倫理学・看護教育学・看護管理学」を含めた一括りの学問領域として「基礎看護学領域」を開設しているが、それぞれの学問内容をより具体的に深く掘り下げ、新たな理論や実践に役立つ知見の開発に焦点を当てるために、博士課程では「看護教育・キャリア開発分野」と「看護倫理学分野」の 2 つに分けて組織することとした。

【ケア実証看護学領域】



修士課程の「成人・老年・小児看護学領域」の教育内容を、博士課程では「成人・高齢者看護実践開発分野」と「小児看護学実践開発分野」の 2 つに分けて組織した。特に、「成人看護学」「老年看護学」に関しては、修士課程ではそれぞれ独立した領域であったが、博士課程では「成人・高齢者分野」とし、成人期にある人々や高齢者の健康/療養生活について、個々の発達段階や健康レベル(急性期・慢性期・回復期・終末期)に視点を置きながら、成人期から高齢者に至るケア対象者の身体的・精神的・社会的 QOL やスピリチュアルな側面を総合的な視点から捉え、質の高い援助方法等の開発につなげられるようにする。

【地域包括看護学領域】

修士課程の「在宅看護学」「公衆衛生看護学」の教育内容を、博士課程では「地域・在宅支援看護学」と「地域保健看護学」の 2 つの分野に再編し設定した。特に「公衆衛生看護学」は、修士課程では「行政機関や産業界での保健師活動」と「学校保健(養護教諭)」に関する教育内容を担っているが、博士課程では前述の「設置の背景」や「領域・分野設定の考え方」で述べたように、国策として「地域の包括的な支援・サービス提供体制の構築」が推進されていることに配慮し、「公衆衛生看護学」の一部と「在宅看護学」の教育内容を一つの領域にて教授し、幅広い視点から新たなケア方法の開発等につなげられるようにする。

次の図に、修士課程_博士課程の関連性について示す。

<修士_博士課程の関連性>

修士課程		博士課程(合計 16 単位以上の履修)	
共通科目	【必修】 ・看護学研究方法特論 ・保健統計学特論 ・看護倫理学特論 【選択】 ・看護教育学特論 ・フィジカルアセスメント特論 ・遺伝/感染学特論 ・生体生理学特論		【必修】 ・看護研究特講(*研究倫理を含む):2 単位 ・高度実践病態生理学特講:1 単位 ・応用統計学特講:1 単位 ・看護哲学・理論特講:1 単位 ・学際的看護ケア特講:1 単位 *計 6 単位履修
	~8つの基幹看護領域~ 【選択】 ◆1 基礎看護学 ※看護倫理学,教育学, 管理学を含む ◆2 成人看護学 ◆3 老年看護学 ◆4 小児看護学 ◆5 母性看護学 ◆6 在宅看護学 ◆7 公衆衛生看護学 ◆8 精神看護学  【上記の領域別:選択】 ・(基礎)看護学実践特論Ⅰ ・(基礎)看護学実践特論Ⅱ ・(基礎)看護学実践演習		~3つの看護領域(各2分野)~ 【選択】 *各2単位、4単位以上の履修 ◆基盤看護学領域(修士◆1) ・看護教育・キャリア開発特講 ・看護教育・キャリア開発演習 ・看護倫理学特講 ・看護倫理学演習 ◆ケア実証看護学領域(◆2,3,4) ・成人・高齢者看護実践開発特講 ・成人・高齢者看護実践開発演習 ・小児看護学実践開発特講 ・小児看護学実践開発演習 ◆地域包括看護学領域(◆6,7) ・地域・在宅支援看護学特講 ・地域・在宅支援看護学演習 ・地域保健看護学特論 ・地域保健看護学演習
専門科目			
研究科目:必修 看護学特別研究		研究科目:必修(6 単位) 看護学特別研究	

本教育課程は、前述した「建学の精神」と「ディプロマ・ポリシー」を達成するためにカリキュラム・ポリシー(教育課程編成・実施の方針)を次のように設定する。科目群は、「共通科目」「専門科目」「研究科目」で編成する。

【カリキュラム・ポリシー】

- ① 共通科目では、看護学研究(量的・質的)を遂行するために必要な方法論的基盤を強化し、高度な研究能力と研究を行う際に求められる適切な倫理的姿勢を培うための科目を配置する。
- ② ①の高度な研究能力をさらに深めるために、共通科目にリテラシー(統計学の知識をもとにした統計解析手法)に関する科目を配置する。
- ③ 共通科目に、専攻する看護学領域(分野)における研究課題を臨床判断に基づいて的確に分析し、検証できる能力を養う科目を配置する。
- ④ 共通科目に、看護理論等について深い学識を備えるとともに、研究課題について学際的な視点から探求できる能力を養う科目を配置する。
- ⑤ 専門科目では、3つの看護学領域(分野)の教育・人材育成方針に基づいた、高度な知識と技能を修得するために「特講」「演習」科目を配置する。
- ⑥ 研究科目では、博士論文の作成に向けて、自ら共通科目・専門科目における学修成果を主体的に活用し、自身の研究課題について新たな知見を創出できる能力を培うために「看護学特別研究」を配置する。

(2) 教育課程の特色

1) 科目区分の設定および趣旨について

科目群は、「共通科目」「専門科目」「研究科目」で編成する。

「共通科目」では、「研究遂行および統計解析能力」を修得する他、「高度な臨床判断能力」を培い、「看護実践の基盤となる看護理論」に関する理解を深めさせ、看護学周辺領域の知識や視点を含め学際的に看護課題を検討することができる能力を育成する科目を配置している。

「専門科目」は「特講」「演習」形式とする。「特講」では、学生が専門分野で修得してきたこれまでの学修成果を深奥的に探究し発展させるための能力を培う。「演習」では、「特講」での学習成果をもとに自身の研究課題を考究し、「研究科目(看護学特別研究)」の履修も介して、研究課題に関する文献レビューやクリティークをしながら、情報収集力・読解力・批判的思考力・論理性・創造性などの研究遂行能力を培うことを目的とする。

以下に、各科目の概要と教育方法、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーに対する位置づけを述べる。

2) 共通科目

5つの必修科目、「看護研究特講」「高度実践病態生理学特講」「応用統計学特講」「看護哲学・理論特講」「学際的看護ケア特講」を配置する。

【看護研究特講(1年次前期2単位30時間)】

当該科目は、修士課程で修得した量的研究手法(実態調査研究・疫学的研究など)および質的研究手法(ナラティブリサーチ・アクションリサーチなど)の理解をさらに深め、そのうえで、看護の現象(QOL・ADL・ストレスなど)について、数量的に測定し客観的視点からデータの差や違いを明らかにする能力や、言葉や行動などを介してその根底に内在する意味を解釈し新たな知見を得ようとする質的データの信頼性を検証するための能力を養う。また、研究者として遵守すべき研究倫理に関する基本的な姿勢についても修得する。学修成果の測定方法は、課題レポートやプレゼンテーション内容・討論への取組み状況から、科目の到達目標の達成度を評価する。

講義は、3名の教授職(看護教員=吉澤千登勢・善福正夫・益田育子)によるオムニバス形式とし、科目責任者(吉澤千登勢)が授業運営・評価等を取りまとめる。

本科目は、ディプロマ・ポリシー①(深い学識のもと、ケア対象者および教育についての課題や問題を説明することができる)・②(学際的な視点も踏まえた研究探求能力)・③(研究者としての高い倫理観)の修得と、カリキュラム・ポリシーの①(高度な研究能力と適切な研究倫理姿勢)の科目として配置する。

【高度実践病態生理学特講(1年次後期1単位15時間)】

本科目は、高度な臨床診断能力を養うために、臨床事例等も用いて医師の有資格者が教授し、「代表的疾患の病態生理について理解し、エビデンスに基づいた症状アセスメントや病態に即した質の高い療養生活をマネジメントすることができる能力」を修得する。学修成果は、課題レポートや授業への参加意欲(質問・ディスカッション)から、科目到達目標の達成度を評価する。

講義は、4名の教授職(医師教員=榎本雪・大野哲生・中村こずえ・小林ひとみ)によるオムニバス形式で実施し、科目責任者(榎本雪)が全体を取りまとめる。

当該科目は、ディプロマ・ポリシーの①(深い学識のもと、ケア対象者および教育についての課題や問題を説明することができる)・②(学際的な視点も踏まえた研究探求能力)・③(研究者としての高い倫理観)の修得と、とカリキュラム・ポリシー③の(的確な臨床判断)の科目として配置する。

【応用統計学特講(1年次後期1単位15時間)】

本科目は、「看護研究特講」での学修成果をもとに、統計解析ソフトを用いてデータ解析の手法を学修し、研究デザインおよびデータに対応した解析が行えるよ

うに教授する。学修成果は、課題レポートやプレゼンテーションの内容・授業への参加意欲から、科目到達目標の達成度を評価する。

講義・評価とも、科目責任者(教授職/看護教員=善福正夫)が実施する。

当該科目は、ディプロマ・ポリシーの②(学際的な視点も踏まえた研究探求能力)・③(研究者としての高い倫理観)の修得と、カリキュラム・ポリシーの②(統計解析手法能力)の科目として配置する。

【看護哲学・理論特講(1年次前期1単位15時間)】

当該科目は、哲学や思想のもとに看護理論家が開発した看護概念や理論を概観し、理論の構造や看護現象との関係性について理解を深め、看護実践の基盤である看護理論を開発することの意義・重要性についての学び、理論構築に向けた基礎的能力を培うことを目的に配置する。学修成果は、課題レポートやプレゼンテーションの内容・ディスカッションから、科目到達目標の達成度を評価する。

講義は、2名の教授職(看護教員=吉澤千登勢・平川美和子)によるオムニバス形式で実施し、科目責任者(吉澤千登勢)が全体を取りまとめる。

当該科目は、ディプロマ・ポリシー①(深い学識のもと、ケア対象者および教育についての課題や問題を説明することができる)・②(学際的な視点も踏まえた研究探求能力)・③(研究者としての高い倫理観)の修得と、カリキュラム・ポリシー④の(看護理論についての深い学識を備える)の科目として配置する。

【学際的看護ケア特講(1年次後期1単位15時間)】

看護のケア対象者が抱える健康・生活課題も複雑化・重層化している今日、看護職の専門性だけでは解決できない問題も多く、学際的・横断的な視野に立った看護実践力が不可欠である。よって、様々な看護現象を、看護学の視点からだけでなく看護を取り巻く関連分野も踏まえ学際的な視点から捉え、主体的に探求する能力を修得するために当該科目を配置する。学修成果は、プレゼンテーションの内容やディスカッションから、科目到達目標の達成度を評価する。

講義は、5名の教授職(看護教員=工藤恵子・吉澤千登勢、本学他学科の教員=作業療法士:坂本美香・薬剤師:井手口直子・鍼灸師:宮崎彰吾)および准教授(本学他学科の教員=理学療法士:芳野純)と講師(精神保健福祉士/公認心理師:島津直実)による計7名のオムニバス形式で実施し、科目責任者(工藤恵子)が全体を取りまとめる。

当該科目は、ディプロマ・ポリシー①(深い学識のもと、ケア対象者および教育についての課題や問題を説明することができる)・②(学際的な視点も踏まえた研究探求能力)・③(研究者としての高い倫理観)の修得と、カリキュラム・ポリシー④の(学際的な視点からの探求)の科目として配置する。

3) 専門科目

学生が専攻した各々の学問領域・分野(3つの領域・各2分野)で、優れた看護教育者・研究者や高度な看護実践者として、それぞれの現場で応用可能な独創的実

実践的な知識や技術を探究・構築するために「選択科目(特講・演習)」を配置する。各分野の「特講」科目は1年次前期(2単位30時間)に、「演習」科目は1年次後期(2単位30時間)に開講する。また、学修成果の測定方法は、「特講」科目は課題レポートやプレゼンテーションの内容・授業への参加意欲(質問・ディスカッション)から、「演習」科目は研究論文のクリティークの発表・プレゼンテーション資料の内容・プレゼンテーションの発表/討論から、科目到達目標の達成度を評価する。

専門科目の全科目は、ディプロマ・ポリシーの①(深い学識のもと、ケア対象者および教育についての課題や問題を説明することができる)・②(学際的な視点も踏まえた研究探求能力)・③(研究者としての高い倫理観)の修得と、カリキュラム・ポリシーの⑤(専門領域:分野での高度な知識と技能の修得)の科目として配置する。

① 基盤看護学領域

「看護教育・キャリア開発」「看護倫理学」の2つの分野を置く。

【看護教育・キャリア開発特講】

本科目は、看護基礎教育課程や臨床現場で教育を担う看護職が、授業設計や院内研修を企画・運営する上で必要な教育学上の基本的な知識や手法を学修し、看護教育に必要な実践能力を養うために配置する。また看護職の資格取得後の継続教育の現状を把握し、キャリア開発のための目標設定や管理、仕事へのモチベーション、自己成長・自己実現への取組みについて検討し、自らのキャリア開発のためのプランニングをすることができる能力も修得する。

【看護教育・キャリア開発演習】

本科目では、学生が関心のある「看護教育学」「看護キャリア開発」分野の課題を中心に、国内外の先行研究の講読(英語論文含む)やディスカッションを通して批判的に検討するとともに当該看護分野の現状や課題をリサーチする。また、学生が提示した課題の本質について、多角的な視点から分析し、課題に適した研究デザインやフィールドの開拓などを追及することができる能力の修得と、「看護学特別研究」に向け、自己の研究テーマとなる課題の明確化を目指す。

上記2つの科目の講義は、2名の教授職(看護教員=吉澤千登勢・平川美和子)によるオムニバス形式とし、科目責任者(吉澤千登勢)が授業運営・評価等の全体を取りまとめる。

【看護倫理学特講】

本科目は、看護実践の場で直面する倫理的葛藤や問題に対応するために必要な基本的知識(法律・倫理指針・倫理綱領・倫理原則など)や、看護職に課せられた倫理的責務について学修する。また、倫理事例を介して、「看護における倫理とは何か」や「質の高い意思決定支援」、「倫理問題発生時の問題解決スキル」につい

でも学修する。

【看護倫理学演習】

本科目では、学生が関心のある「看護倫理学」分野の課題を中心に、国内外の先行研究の講読(英語論文含む)やディスカッションを通して批判的に検討するとともに当該看護分野の現状や課題をリサーチする。また、学生が提示した課題の本質について、多角的な視点から分析し、課題に適した研究デザインやフィールドの開拓などを追及することができる能力の修得と、「看護学特別研究」に向け、自己の研究テーマとなる課題の明確化を目指す。

上記 2 つの科目は、科目責任者(教授職/看護教員=吉澤千登勢)が授業運営・評価を担当する。

② ケア実証看護学領域

「成人・高齢者看護実践開発」「小児看護学」の 2 つの分野を置く。

【成人・高齢者看護実践開発特講】

本科目は、成人期にある人々や高齢者の健康/療養生活問題や患者を支える家族へのケア、社会支援に関する現況について、最新の看護・医療・社会状況を踏まえて学修する。また、看護の対象者の身体的・精神的・社会的 QOL の向上や社会復帰、スピリチュアルケアにも視点を置き、患者・家族に適した質の高い看護ケアについても学修する。

【成人・高齢者看護実践開発演習】

本科目では、学生が関心のある「成人看護学」「高齢者看護学」分野の課題を中心に、国内外の先行研究の講読(英語論文含む)やディスカッションを通して批判的に検討するとともに当該看護分野の現状や課題をリサーチする。また、学生が提示した課題の本質について、多角的な視点から分析し、課題に適した研究デザインやフィールドの開拓などを追及することができる能力の修得と、「看護学特別研究」に向け、自己の研究テーマとなる課題の明確化を目指す。

上記 2 つの科目の講義は、4 名の教授職(看護教員=平川美和子、医師教員=大野哲生・榎本雪・小林ひとみ)および 1 名の准教授職(看護教員=河合桃代)がオムニバス形式で実施し、科目責任者(平川美和子)が全体を取りまとめる。

【小児看護学実践開発特講】

本科目は、各期の子どもの成長・発達や、これらに影響を及ぼす家族との関係性や関連要因、家庭や社会を取り巻く現況と小児医療・小児保健分野の現状について学修する。また、当該分野における最新の看護課題を提示し、看護の対象者の身体的・精神的・社会的 QOL の向上に寄与することができる看護実践のあり方についても学修する。

【小児看護学実践開発演習】

本科目では、学生が関心のある「小児看護学」分野の課題を中心に、国内外の先行研究の講読(英語論文含む)やディスカッションを通して批判的に検討するとともに当該看護分野の現状や課題をリサーチする。また、学生が提示した課題の本質について、多角的な視点から分析し、課題に適した研究デザインやフィールドの開拓などを追及することができる能力の修得と、「看護学特別研究」に向け、自己の研究テーマとなる課題の明確化を目指す。

上記2つの科目の講義は、2名の教授職(看護教員=井上ひとみ、下山京子)と、1名の准教授職(医師教員=中村こずえ)によるオムニバス形式で実施し、科目責任者(井上ひとみ)が全体を取りまとめる。

③ 地域包括看護学領域

「地域・在宅支援看護学」「地域保健看護学」の2つの分野を置く。

【地域・在宅支援看護学特講】

本科目は、地域で生活する様々な健康レベルにある人々の現状や、在宅療養者とその家族・訪問医療/看護の現状について、当該分野における最新の看護課題を提示し、看護の対象者の抱える健康問題を生活の視点から捉え、個人・家族・集団へのアプローチのみならず、地域包括ケアシステムについても学修する。また、保健・医療・福祉の有機的連携などについても学修する。

【地域・在宅支援看護学演習】

本科目では、学生が関心のある「地域看護学」「在宅看護学」分野の課題を中心に、国内外の先行研究の講読(英字論文を含む)やディスカッションを通して批判的に検討するとともに当該看護分野の現状や課題をリサーチする。また、学生が提示した課題の本質について、多角的な視点から分析し、課題に適した研究デザインやフィールドの開拓などを追及することができる能力の修得と、「看護学特別研究」に向け、自己の研究テーマとなる課題の明確化を目指す。

上記2つの科目の講義は、5名の教授職(看護教員=工藤恵子・益田育子・高橋郁子、医師教員=大野哲生・榎本雪)および2名の准教授職(看護教員=猪股久美・西留美子)がオムニバス形式で行い、科目責任者(工藤恵子)が全体を取りまとめる。

【地域保健看護学特講】

本科目は、地域で生活する人々が、ライフステージに応じた健康管理行動がとれるよう、保健学・看護学の視点から学修する。また、当該分野における最新の看護課題を提示し、健康の保持・増進に向けた予防的な取り組みについても多角的に学修する。

【地域保健看護学演習】

本科目では、学生が関心のある「地域保健看護学」分野の課題を中心に、国内外の先行研究の講読やディスカッションを通して批判的に検討するとともに当該看護分野の現状や課題をリサーチする。また、学生が提示した課題の本質について、多角的な視点から分析し、課題に適した研究デザインやフィールドの開拓などを追及することができる能力の修得と、「看護学特別研究」に向け、自己の研究テーマとなる課題の明確化を目指す。

上記 2 つの科目は、科目責任者(教授職/看護教員=善福正夫)が授業運営・評価を担当する。

4) 研究科目

「看護学特別研究(1~3 年次開講 6 単位)」では、学生が入学前までの研究業績や「共通科目」および「専門科目(特講・演習)」の学修成果をもとに、「特別研究のテーマ」を焦点化し、独創的かつ看護ケアの質的向上に寄与することができる博士論文の作成に取り組むことを目的に配置する。また、副論文(学会誌に掲載可能な査読付き論文)も含め、研究の全過程において、自立/自律した研究活動遂行能力、研究倫理を遵守した姿勢を貫くことができる能力を修得する。

研究指導は、1 年次より教員 3 名体制(研究指導教員 1 名、副指導教員 2 名)で行う。研究指導教員は学生が専攻する専門分野の教員が担い、副指導教員は他の分野の教員が担当し、多面的かつ俯瞰的に指導を受けられるようにする。1 年次には、研究課題を焦点化し研究計画書を作成して第 1 回博士論文発表会を行う。また、利益相反委員会および研究倫理審査委員会に諮り承認を得る。2 年次には、データの収集や分析などの研究活動を遂行し、その進捗を、第 2 回博士論文発表会(中間結果発表会)にて報告する。発表会には、看護学科の教員・院生のみならず、他学科の教員・院生なども参加してもらい、質疑応答を通して、自身の研究を俯瞰的に捉え更なる考究につなげられる能力を獲得する。3 年次には、博士論文を完成させ、その成果を博士論文予備審査・予備審査博士論文発表会を経て、本審査論文発表会(最終発表会)に至ることができるようにする。指導教員は、学生の理解や進捗等を評価しながら、定期的に指導を行い、学生が専攻する「特講」「演習」と有機的に連動させながら、学位授与に導くよう教育研究指導体制を整える。

博士論文の評価は、主査 1 名と副査 2 名により構成される審査委員会により、最終試験である口頭試問を行い評価する。

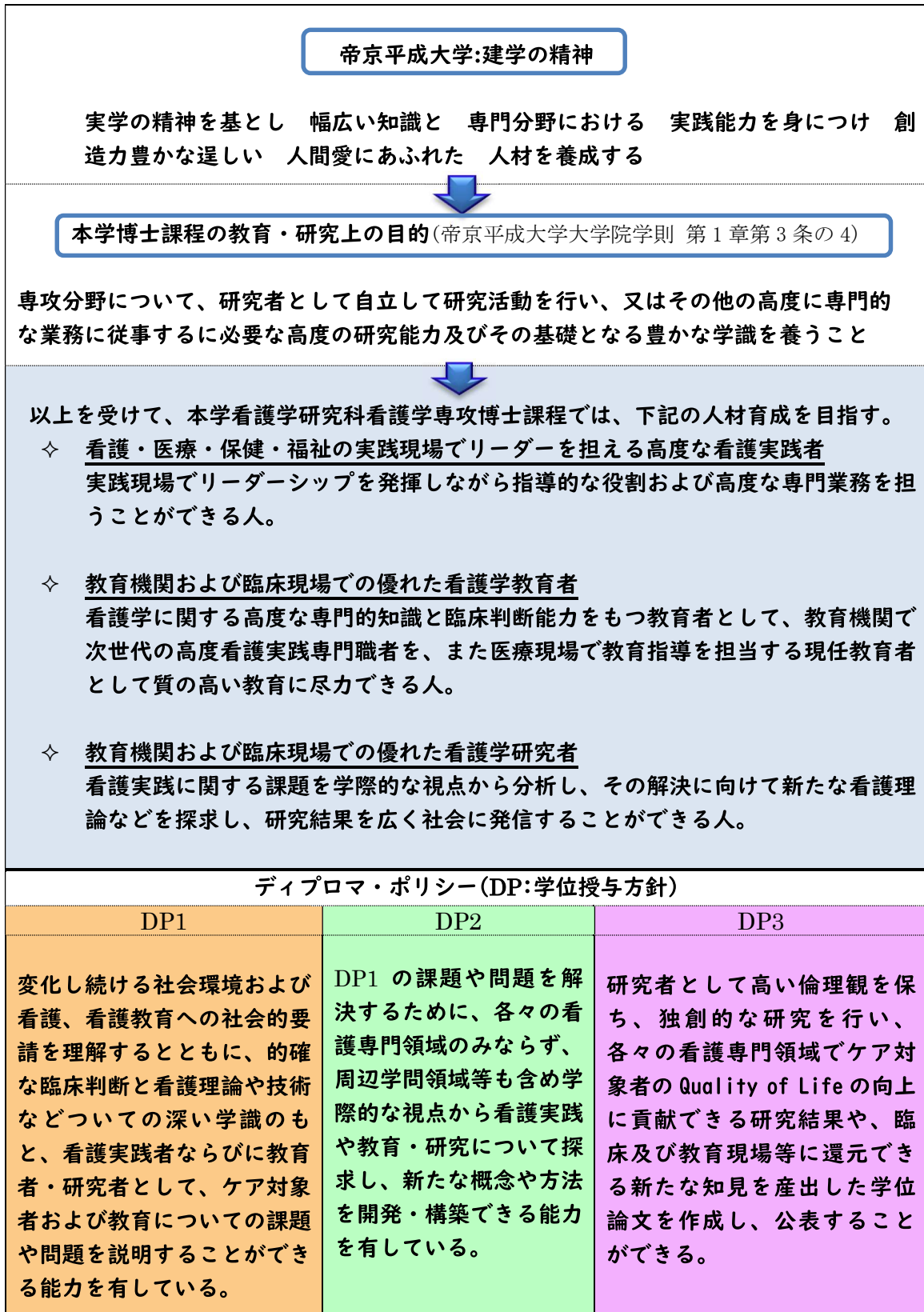
本科目は、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーの全項目にかかる科目として配置する。

(5) ディプロマ・ポリシー/カリキュラム・ポリシーと各科目との関連について

1) 各授業科目のディプロマ・ポリシーに対する位置づけについて

本学の学是である「建学の精神」-「博士課程の教育・研究上の目的」-「看護学研究科博士課程の目指す人材養成像」と各授業科目のディプロマ・ポリシーに対する位置づけを、次項の【カリキュラム関係図】に示した。

【本看護学研究科看護学専攻博士課程 カリキュラム関係図】



上記の DP1～3(共通項目)に加え、看護実践者・看護学教育者(看護系大学教員/医療現場における現任教育担当者)・看護学研究者は、それぞれ、以下の能力を身につけることとする。

<看護実践者>

- ・博士課程で培った能力や知見を、それぞれの現場で活用し、ケア対象者の QOL の向上を目指した高度な看護実践を提供することができる能力がある。
- ・ケア対象者の多様化・複雑化する健康・生活課題に対して、その解決に向けてリーダーシップを発揮し指導的な役割を担うことができる能力がある。

<看護学教育者>

- ・博士課程で培った能力や知見を、個別または集団への質の高い講義や演習、実習に活用することができる能力がある。
- ・看護を志す人や現場の看護職の成長・キャリア開発について指導的な役割を担うとともに、自身の教育力の向上のために研鑽を重ねることができる能力がある。

<看護学研究者>

- ・博士課程で培った能力や知見をもとに、研究課題を見出し、高い倫理観をもって研究に取り組み、その成果を社会に還元し続けることができる能力がある。

		科目名	単位/配当年次・修了要件	DP1	DP2	DP3	
共通科目	必修	看護学研究特講(*研究倫理を含む)	2/1 年前期	◎	◎	◎	
		高度実践病態生理学特講	1/1 年後期	◎	○	○	
		応用統計学特講	1/1 年後期		○	◎	
		看護哲学・理論特講	1/1 年前期	◎	○	◎	
		学際的看護ケア特講	1/1 年後期	○	◎	◎	
専門科目	選択	看護教育・キャリア開発特講	2/1 年前期	◎	◎	○	
		看護教育・キャリア開発演習	2/1 年後期	◎	◎	○	
		看護倫理学特講	2/1 年前期	◎	◎	○	
		看護倫理学演習	2/1 年後期	◎	◎	○	
		成人・高齢者看護実践開発特講	2/1 年前期	◎	◎	○	
		成人・高齢者看護実践開発演習	2/1 年後期	◎	◎	○	
		小児看護学実践開発特講	2/1 年前期	◎	◎	○	
		小児看護学実践開発演習	2/1 年後期	◎	◎	○	
		地域・在宅支援看護学特講	2/1 年前期	◎	◎	○	
		地域・在宅支援看護学演習	2/1 年後期	◎	◎	○	
		地域保健看護学特講	2/1 年前期	◎	◎	○	
地域保健看護学演習	2/1 年後期	◎	◎	○			
研究科目(必修)		看護学特別研究	6/1~3 年 通年	必修 6 単位	◎	◎	◎
◎=DP の能力形成に関連が強い科目 ○=DP 能力形成関連科目				16 単位(総単位数)			

2) 各授業科目とカリキュラム・ポリシー/ディプロマ・ポリシーとの関連について

前述したディプロマ・ポリシーを達成するための学修として配置した各授業科目のカリキュラム・ポリシーに関する位置づけと関連するディプロマ・ポリシーについて、資料A【帝京平成大学大学院 看護学研究科 博士課程 ディプロマ・ポリシー(DP)・カリキュラム・ポリシー(CP)と教育課程の対応表】に示した。

3) 「目指す人材養成像：看護実践者・看護教育者・看護研究者」の履修モデルについて

下記に看護実践者、看護教育者、看護研究者、各々を目指す場合の【履修モデル】を例示した。

【看護実践者・看護教育者・看護研究者の履修モデル】

看護・医療・保健・福祉の実践現場でリーダーを担える高度な	教育機関および臨床現場での優れた	
◇ 看護実践者 例:生活習慣病の療養生活における QOL の質的向上および評価に関する研究	◇ 看護学教育者 例(研究テーマ):看護倫理教育に関する研究	◇ 看護学研究者 例:高齢社会における地域包括ケアプログラムの開発

	科目名	単位/配当年次	履修モデル ○=履修科目			
			実践者	教育者	研究者	
共通科目	必修	看護学研究特講(*研究倫理を含む)	2/1 年前期	○	○	○
		高度実践病態生理学特講	1/1 年後期	○	○	○
		応用統計学特講	1/1 年後期	○	○	○
		看護哲学・理論特講	1/1 年前期	○	○	○
		学際的看護ケア特講	1/1 年後期	○	○	○
専門科目	選択	看護教育・キャリア開発特講	2/1 年前期			
		看護教育・キャリア開発演習	2/1 年後期			
		看護倫理学特講	2/1 年前期		○	
		看護倫理学演習	2/1 年後期		○	
		成人・高齢者看護実践開発特講	2/1 年前期	○		
		成人・高齢者看護実践開発演習	2/1 年後期	○		
		小児看護学実践開発特講	2/1 年前期			
		小児看護学実践開発演習	2/1 年後期			
		地域・在宅支援看護学特講	2/1 年前期			○
		地域・在宅支援看護学演習	2/1 年後期			○
		地域保健看護学特講	2/1 年前期			
		地域保健看護学演習	2/1 年後期			
研究科目(必修) 看護学特別研究		6/1~3年(通年)	○	○	○	

4. 教育方法、履修指導、研究指導方法および修了要件

(1) 教育方法

- ① 1 時限を 90 分授業として、1 年間を 2 期（前期 15 週・後期 15 週）に分け、1 単位を講義科目は 15 時間、演習科目は 15~30 時間とする。
- ② 標準修業年限は 3 年とし、最長在学年数を 6 年とする。なお、本学大学院看護学研究科博士課程では、帝京平成大学大学院研究科規則第 6 条に定められている、長期履修学生制度を採用する計画である。これは、学生が修業年限を超えて一定

の期間にわたり計画的に教育課程を履修・修了することを希望した際、その計画的な履修を認める制度であり、既設の研究科でも運用されているものである【資料 7: 帝京平成大学大学院研究科規則】。長期履修学生制度を利用する場合は、入学前に申告する必要がある、標準修業年限 3 年分の授業料を 4 年間で分割払いすることが可能となる。なお、本制度を利用した場合においても最長在学年数は 6 年とする。

(2) 履修指導方法

研究指導教員は、入学希望の学生に対し、事前に研究したい分野や対象を聞き、履修科目や研究に関する相談指導を行う【資料 8: 帝京平成大学大学院看護学研究科看護学専攻博士課程履修モデル】。入学後は、学生 1 名に対し、教員 3 名（研究指導教員 1 名・副指導教員 2 名）の複数体制をとる。研究指導教員は学生が専攻する専門分野の教員が担い、副指導教員は他の分野の教員が担当し、多面的かつ俯瞰的に指導を受けられるようにし、異なる視点からの指導や助言を受けることができるよう配慮する。加えて、博士論文中間発表会を複数回実施し、他領域の教員からの指導や助言を受けられる機会を設ける。研究指導教員・副指導教員は、学生の能力や研究の進捗状況等を適切に評価しながら、定期的に指導を行い、学生が専攻する「特講」「演習」と有機的に連動させながら、学位授与に導くよう教育研究指導体制を整える。学生が選択した専門学問領域に関する助言・指導と併せ、研究を推進することができる能力の育成を目指す。

1) 指導教員の決定(研究指導教員・副指導教員)

研究指導教員は、入学試験前に学生の希望を受け、教員間での協議に基づき内定する。入学後、学生は研究課題や研究概要を大学に提出し、研究科委員会の議を経て研究指導教員および副指導教員を決定する。

2) 指導教員による指導(研究指導教員・副指導教員)

研究指導教員および副指導教員は、十分に連携を取りながら、研究課題・研究の背景、研究目的、研究方法、研究対象者への倫理的配慮、データ収集・分析、研究結果、考察、結論のすべての過程において当該学生が研究を遂行できるよう指導する。特に研究指導教員は、研究開始から博士論文作成、博士論文発表会に至るまで学生を直接指導し、学生が修了できるよう責任を持つ。

本学の研究倫理審査体制については、帝京平成大学人対象研究倫理委員会規【資料 9: 帝京平成大学人対象研究倫理委員会規程】。帝京平成大学動物実験倫理規定【資料 10: 帝京平成大学動物実験倫理規定】、帝京平成大学遺伝子組換え実験安全委員会規程【資料 11: 帝京平成大学遺伝子組換え実験安全委員会規程】および研究倫理審査ハンドブック【資料 12: 研究倫理審査ハンドブック】にまとめられ、それらに則って審査手続きが行われている。なお、研究倫理審査ハンドブックは、学内ホームページからダウンロードできるよう公開されている。また、研究内容に

については、研究開始前に本学の利益相反委員会、倫理委員会の審査を受け承認されることを前提とし、承認後に研究を開始する。

＜スケジュール＞

1 年 次	4月	入学式・オリエンテーション、 研究指導教員・副指導教員の決定、履修申告
	5月	履修確認・修正申告
	7月	前期定期試験
	1月	後期定期試験
	1～2月	第一回博士論文発表会
2 年 次	4月	履修申告
	5月	履修確認・修正申告
	7月	前期定期試験
	1月	後期定期試験
	1～2月	第二回博士論文発表会
3 年 次	4月	履修申告
	5月	履修確認・修正申告
	7月	前期定期試験
	9～10月	予備審査申請
	10～11月	予備審査論文発表会
	12～1月	本審査申請
	1月	後期定期試験、本審査論文発表会・最終試験
	2月	成績通知
	3月	学位授与

(3) 修了要件

必修科目を含む 16 単位以上を修得し、博士論文が本学論文審査に合格することで修了要件が満たされる。

(4) 学位授与の考え方・論文指導体制等

1) 学位授与の考え方

看護学研究科では、先に述べた本研究科のディプロマ・ポリシーに適合した者に対し学位授与を行う。看護学研究科が定める所定の単位を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、学位論文の基礎となる原著論文 1 編以上(筆頭著者:査読のある学会誌に掲載または掲載予定証明書の提出)を提出し、博士論文の審査及び最終試験(試験は、博士論文の内容、その関連する専門分野について口述又は筆頭により行う)に合格しなければならない【資料 13:帝京平成大学大学院研究科課程博士学位審査要項】。

2) 博士論文審査体制

博士論文の審査体制については、帝京平成大学大学院学則【資料 14:帝京平成大学大学院学則】、帝京平成大学大学院研究科規則【資料 7:帝京平成大学大学院研究科規則】、帝京平成大学学位規程【資料 15:帝京平成大学学位規程】、帝京平成大学大学院研究科課程博士学位審査要項【資料 13:帝京平成大学大学院研究科課程博士学位審査要項】に基づき整えられている。

【予備審査】

予備審査委員会では、主に博士論文の提出について研究指導教員の承認を得ていること、博士論文の要旨が指定された形式と内容で記載されていることについて審査を行う。

予備審査委員会は、研究科委員会で選出された者3名から構成される。選出は投票により行い、得票数の上位3名を選出する。得票数が同数の者を加えると3名を越える場合には、同数の者を対象として再度投票を行う。選出には公務出張者を除いた研究科の全委員の2/3以上の出席を必要とする（但し、委任状出席者は除く）。なお、論文の主旨指導教員を予備審査委員に加えることはできない。委員長（主査）は互選により選出し、他の2名を副査とする。予備審査委員会は厳正な審査を行い、委員長は審査結果を博士論文予備審査結果報告書としてまとめ研究科長に報告しなければならない。予備審査委員会で可とされた場合には研究科委員会を開催し、博士論文の要旨を研究科委員に配付して査読を依頼すると共に、研究内容に関する博士論文予備審査発表会を開催する。

【本審査】

研究科委員会は、博士論文予備審査発表会の終了後、1週間以内に博士論文提出の可否を判定する。博士論文の提出を可とした場合には、直ちに本審査委員（主査1名、副査2名）を選出する。本審査委員・主査の選出は、前述の予備審査に準じて行う。また、研究科長は、上記によって選出された本審査委員に加え、本学の他研究科委員の中から1名を本審査委員として指名できる。なお、博士論文の研究指導教員を本審査委員に加えることはできない。本審査委員は、博士論文の審査、博士論文発表会、および試験を行い、それらの合否案を博士論文審査結果報告書に記載し研究科長に報告する。なお、試験は、博士論文の内容、その関連する専門分野事項について口述又は筆答によって行う。また、帝京平成大学大学院における博士論文審査が適正に行われているかを客観的視点から判断することを目的として特別審査会を置く【資料16:帝京平成大学大学院博士学位審査に係る特別審査委員会の設置に関する内規】。

研究科長は、特別審査会で可とされた場合には、学位授与判定を行う研究科委員会を開催し、特別審査会による確認・審査結果、本審査に関する主査の報告、及び本審査における論文発表の内容及び投票によって博士論文及び試験の合否案を判定する。判定には、公務出張者を除いた研究科の全委員の2/3以上の出席を要し（但し、委任状出席者は除く）、出席委員の2/3以上の賛成をもって可とする。但し、博士論文の主旨指導教員は、投票時には退室するものとする。

【最終合否判定】

研究科長は、本審査の結果を速やかに帝京平成大学大学院委員会委員長へ報告し、大学院委員会にて博士論文の審査及び試験の合否を判定する。判定には、公務出張者を除いた全委員の2/3以上の出席を要し（但し、委任状出席者は除く）、

出席委員の 2/3 以上の賛成をもって合格とする。但し、博士論文の主指導教員は、投票時には退室するものとする。

<博士論文審査基準>

博士学位論文は、下記項目のすべての要件を満たしていることを基準に総合的に評価する。

- ① 学位論文の基礎となる学術論文について
 - ・専攻分野の査読付き学術雑誌に筆頭著者として原著論文が 1 編以上掲載されている、または掲載予定であること。（掲載予定である場合には、掲載予定を証明する書類を提出すること）

- ② 学位論文の内容に係る審査条件について
 - a. 研究テーマ・研究課題の学術的重要性
 - ・学術的もしくは社会的に重要な研究テーマであること。
 - ・研究目的が明確で研究課題がケア対象者の Quality of Life (QOL) の向上や臨床及び教育現場への貢献といった看護学の発展に寄与すること。
 - b. 研究の新規性・独創性
 - ・既知の事実を明示したうえで、研究で明らかとなった新たな知見が根拠を持って示され、今後に向けて新たな提案がなされていること。
 - c. 研究の論理性・信頼性
 - ・論文全体の構成を含め、研究目的、研究方法、結果、及び考察が、適切なデータや根拠に基づいており、一貫性のある合理的論述が展開され、研究テーマに対応した結論が的確かつ明確に示されていること。
 - ・当該研究の限界や今後の課題などが述べられていること。
 - d. 研究倫理の遵守
 - ・指定された研究倫理教育を修了していること。
 - ・研究の全過程で、倫理的配慮が適切になされていること。
 - ・研究手法やデータ、文献等の扱いが、研究倫理に照らして問題がないこと。

- ③ ディプロマ・ポリシーに掲げる能力について

学位申請者が、博士の学位を授与するに足る学力を有しているか、ディプロマ・ポリシーに照らして審査する。

 - ・変化し続ける社会環境および看護、看護教育への社会的要請を理解する能力を備えている。
 - ・的確な臨床判断を成し得る知識と、看護理論や技術に対する深い学識を有している。
 - ・学際的な視点から看護実践や教育・研究について探求し、新たな概念や方法を開発・構築する能力を備えている。

上記を博士論文審査基準とし、学校教育法施行規則 172 条の 2 第 3 号にのっとり、

博士論文審査基準を大学ホームページにて公開をする（資料B．帝京平成大学大学院看護学研究科博士課程博士論文審査基準）。

本学では、このように厳格な審査体制を整えている。また、博士の学位を授与された者の当該博士論文は本学図書館にて保管し、希望があった場合に閲覧することを可能とする。併せて、帝京平成大学リポジトリにてWeb上に公表する。

5. 基礎となる修士課程との関係

本学大学院博士課程では、「基盤看護学領域」、「ケア実証看護学領域」、「地域包括看護学領域」の3領域(各2分野)を開設し、教育・研究を行う。これら3つの領域は、本学修士課程の8領域(基礎看護学・成人看護学・老年看護学・小児看護学・精神看護学・母性看護学・在宅看護学・公衆衛生看護学)を融合・発展させたものである。3領域の開設に至る着眼点や具体的な教育内容については、前述の「領域・分野設定の考え方」及び「教育課程の編成の基本的な考え方」で述べた通りである。

「人材育成方針」については、修士課程では「複雑化・高度化する学生が専攻する保健医療福祉分野における課題を広く理解し、看護課題を自ら探求・検討し、構造化させ、多角的に分析する能力を養成し、専門性の高い看護実践能力を有する人材」を目指している。博士課程では、修士課程にて養成した能力をさらに発展させることを目的に、「学生が専攻する看護学領域・分野における研究課題を的確な臨床判断に基づいて深く掘り下げ、独創的で卓越した高度な研究能力と、幅広い視野と深い学識を基盤とした高度な看護実践者や優れた看護教育/研究者の育成」に取り組む。修士課程と博士課程の連動性について、次の図に示す。

<修士_博士課程の連動性>

看護実践者・看護教育者・看護研究者			
学位:博士号(看護学)			
領域	◆基盤看護学 (修士◆1)	◆ケア実証看護学 (◆2,3,4)	◆地域包括看護学 (◆6,7)
分野	○看護教育・キャリア開発 ○看護倫理学	○成人・高齢者看護実践開発 ○小児看護学実践開発	○地域・在宅支援看護学 ○地域保健看護学
博士課程:3の領域(各2分野)			
学生が専攻する看護学領域・分野における研究課題を的確な臨床判断に基づいて深く掘り下げ、独創的で卓越した高度な研究能力と、幅広い視野と深い学識を基盤とした優れた看護教育/研究者と高度な看護実践者の育成を目指す。			



看護実践者・看護教育者・看護研究者								
学位:修士号(看護学)								
領域	◆1 基礎看護学 ※看護倫理学/教育学/ 管理学を含む	◆2 成人 看護学	◆3 老年 看護学	◆4 小児 看護学	◆5 母性 看護学	◆6 在宅 看護学	◆7 公衆衛 生看護学 ※学校保健	◆8 精神 看護学
修士課程:8つの基幹領域								
複雑化・高度化する保健医療福祉分野における課題を広く理解し、専門性の高い看護実践能力と看護教育・研究能力を有する人材を養成する								

6. 「大学院設置基準」第2条の2又は第14条による教育方法の実施

本研究科は、現職の看護師を含めた社会人に門戸を開放する教育機関を目指している。そのため、社会人が仕事と学業の両立を図れるよう便宜を図る。具体的には平日の18時以降を中心に開講する科目の設定を行う。

(1) 修業年限

本研究科の修業年限は、博士課程の標準修業年限に基づき3年とする。なお、前述のとおり、長期履修学生制度を希望する学生には制度の利用を認める。

(2) 履修指導及び研究指導の方法

社会人学生に対しては、研究指導教員及び副指導教員による個別継続的な履修指導・研究指導が必要である。勤務と両立できるよう研究科全体で体制を整え配慮する。

1年次：研究課題を決定し、十分な文献検討を行うとともに、理論的な枠組みや研究デザインを検討の上、研究計画を立てる。

2・3年次：確定した研究計画に基づき、研究倫理審査を経て、本研究を実施する。両指導教員による継続的な指導を受けつつ、研究結果をまとめる。論文審査に向けて論文を完成させる。

(3) 授業の実施方法

研究科目を除くすべての科目を Semester 制にし、半期で完了する体制を整える。半期科目は前期（4月から9月）または後期（10月から3月）のいずれかによって開講する。また、夏期休業期間および冬期休業期間中には、集中講義を必要に応じて開講する。なお、社会人学生の学修の機会を保障するため、平日6時限を中心に開講する計画である。併せて、近年のコロナウィルスの感染拡大下では、本学教学システム manaba や teams を用い、感染予防対策を実施したうえでの講義も実施してきた。本学では対面授業を原則として実施しているが、感染予防対策の観点から例外的に manaba や teams を使用した授業も可能であり、感染拡大という未曾有の事態でも講義を実施することは可能である。

<開講授業時間>

1時限	9:00～10:30
2時限	10:40～12:10
3時限	13:00～14:30
4時限	14:40～16:10
5時限	16:20～17:50
6時限	18:00～19:30
7時限	19:40～21:10

(4) 教員の負担の程度

本学の専任教員の標準担当授業時間数は、職位や所属学部によっても異なるが、ヒューマンケア学部看護学科および健康医療スポーツ学部看護学科の専任教員の場合、おおむね週 6 コマ程度である。6 時限目の開講や土曜日の開講に伴い、本研究科の担当教員は大学院での負担が増加することが予想されるため、負担を少なくする配慮が必要である。具体的には、時間割は最大 6 時限までとし、帝京平成大学大学院看護学研究科看護学専攻時間割が示すとおり、専任教員について 1 日あたりの大学院科目は 1 コマ以下となるよう時間割を調整する【資料 17: 帝京平成大学大学院看護学研究科看護学専攻時間割】。

加えて、学部の授業科目についても時間割作成段階から調整を図り、大学院の科目を含めておおむね週 6 コマ程度となるよう調整する。その他、担当学部などの管理・運営に関する委員会の委嘱を軽減することを検討している。

(5) 図書館・情報処理施設等の利用方法

中野キャンパスには、8 階と 9 階の 2 フロアを使用した図書館（メディアライブラリーセンター・8 階 1188.3 m²、9 階 889.3 m²）が設置されている。現在、図書館全体の蔵書数は 293,789 冊であり、様々な分野の学問に関する書籍が配架されている。資料が中野キャンパスに無かった場合にも、他キャンパスのメディアライブラリーセンターや他大学図書館の資料を利用する相互利用制度が整備されており、看護学研究科の大学院生の研究活動に十分な環境が整備されている。平日は 21 時 30 分まで、土曜日は 17 時 00 分まで開館しており、学生の利便性向上に努めている。なお、メディアライブラリーセンターでは、レポートの作成や電子資料の閲覧などに利用できるパソコンコーナーが設けられており、無線 LAN ネットワーク環境も整備されており、看護学研究科の学生の研究環境として十分に機能する施設であると考えられる。このような環境は現職教員の学生や社会人学生の学修ニーズに直接結びついて

(6) 学生の厚生への配慮

中野キャンパスには保健室を設置し、常時衛生管理者が勤務している。また、毎年定期健康診断を実施し、健康管理にも万全を期している。

7. 入学者選抜の概要

(1) アドミッション・ポリシー(入学者の受け入れ方針)

看護学研究科 看護学専攻（博士課程）は、その教育・研究目的を達成するために、建学の精神に則り、以下の入学者を求める。

- ① 専門的知識や技術に関する看護実践能力および基礎的な研究能力を有し、大学院で学修・研究する明確な意志を有している。

- ② 医療・看護・保健の実践・教育分野で活躍しており、博士論文の作成につながる独創性のある具体的な看護課題を提起し、その解決に向けて探究することができる論理的な思考力を有している。
- ③ 高い倫理観のもと、責任感をもって、主体的に研究を遂行できる能力を有している。

(2) 入学者選抜概要

出願資格および選抜方法は、以下のとおりとする。

出願資格:以下の条件を満たし、かつ、看護師、助産師、保健師としていずれかの実務経験を有する者を対象に入学者選抜を実施する。博士課程に入学できる者は、次の①～④の一つに該当する者とする。

- ① 修士の学位を有する者
- ② 外国において、修士の学位に相当する学位を授与された者
- ③ 文部科学大臣の指定した者
- ④ 本学看護学研究科において、個別の入学資格審査により、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、入学前年度の3月31日現在において24歳以上の者

選抜方法:上記の出願資格を満たし、本研究科のアドミッション・ポリシーに適合する人材を選抜すべく、入学試験を実施し選抜する。合否は、学長及び教授会が実質的に責任を果たし、教授会での判定会議にて公正に選抜されている。

※但し、受験生が出願前に入学後の研究等について志望する研究指導教員と研究計画や出願資格の有無等について相談を行う機会を設ける。

【入学試験選抜方法】

- ① 筆記試験：「英語」及び「小論文」の試験を行う。
- ② 面接試験：志望理由や博士論文のテーマ内容に基づく研究計画書（10分程度の「研究計画プレゼンテーション」を含む）に関する質問および研究に対する意欲等を面接にて聴取する。※独創性の高い研究を主体的に遂行する能力など、アドミッション・ポリシーに掲げた能力の有無について判断する。
- ③ 書類審査：志望理由書や研究計画書、これまでの実務経験に関する書類を提出。
※以上の①から③を全て実施し、アドミッション・ポリシーに照らし合わせて総合的に判断する。

8. 教員組織の編成の考え方及び特色

本学大学院看護学研究科看護学専攻博士課程の教員組織編成においては、看護教員12名、医師教員4名にて構成する。いずれの教員も博士号取得者である。なお、看護教員の3専門領域(各2分野)への配置は、教員の専門性に基づき、基盤看護学領域が2名(看護教育・キャリア開発分野2名・看護倫理学分野1名)、ケア実証看護学領域が4

名(成人・高齢者看護学実践開発分野 2 名・小児看護学実践開発分野 2 名)、地域包括看護学領域が 6 名(地域・在宅看護学分野 5 名・地域保健看護学分野 1 名)で構成する。医師教員の専門分野は、内科医師が 2 名、生理学専門医師が 1 名、小児科医師が 1 名である。これらの教員配置は、本学大学院看護学研究科看護学専攻博士課程が育成したい適切な臨床判断ができる看護職の養成という目的に沿った適切な教員配置である。

今後の専任教員の採用計画については、研究科運営に支障をきたすおそれのないよう、退職予定者の担当科目及び専門領域を鑑みて若手・中堅教員の採用を計画的に行う。具体的には、下記のとおり年度の進行に伴い、その後任として 2 名程度を採用し、次世代教員への掛け渡しを行う予定である【資料 22:帝京平成大学教職員定年規程】。

原則、本学以外からの新規教員の採用を予定しているが、FD 教育等を通じて学部籍を置く若手・中堅の専任教員の教育力の向上を図り、本研究科専任教員として適任と思われる者は、積極的に登用する計画である。

(専任教員の年度別採用計画)

※教員の個人情報に基づく説明記載となっているため省略。

9. 施設・設備等の整備計画

(1) 校地の整備計画

本学大学院看護学研究科博士課程を設置する中野キャンパス(東京都中野区中野四丁目 21 番 2 号)は、平成 25 年度に開設し、現在は現代ライフ学部(令和 4 年度に人文社会学部へと名称変更)、薬学部、ヒューマンケア学部看護学科、また、環境情報学研究科修士・博士課程、薬学研究科博士課程、看護学研究科修士課程を運営している。中野駅からほど近く、隣地には公共の公園も開発され、緑豊かな自然環境のなか、落ち着いた教育環境が整えられている。また、中野駅は、新宿駅から快速で 1 駅とアクセスが良いため、社会人が働きながら通学するにも利便性が高い。現時点では校地の拡大や変更の予定はなく、教育環境の維持管理を十分に行うこととしている。

(2) 校舎等施設の整備計画

中野キャンパスの校舎は、専用教室の他、アリーナ、図書館、地域の子どものコラボレーションを図る事業を取り入れているプレイルーム、自主学習スペースなどが併設されており、学生がキャンパスライフを送るうえで十分な最新設備が整えられている。看護学研究科の研究設備環境としては、学生の利便性を整えるために学生研究室(39.7 m²)を用意し、講義や演習等の際に使用する専用普通教室(55.4 m²)を準備する。学生研究室にはパソコンを設置し、当該パソコンには統計解析ソフトを導入し、学生の研究環境の整備を行う予定である【資料 18:見積 1】。

インターネット環境についても整備されており、中野キャンパス内のすべてのフロアに学内無線 LAN ネットワークが設置されている。また、専任教員のための研究室フロアを設けており、学生との交流の場を拡充させている。

なお、校舎等施設についても拡大や変更の予定はない。

(4) 図書等の資料および図書館の整備計画

本学では、看護学研究科博士課程設置後には、統計ソフトがインストールされたパソコンを学生研究室に設置する予定となっている。すでに学内 LAN 環境は整っているため、常時インターネットに接続できる【資料 18:見積 1】。また、看護学研究科博士課程設置後には新たに Nursing Education in Video 3rd Edition (Alexander Street Press)も導入し、効率的に研究活動が進められるようサポートする【資料 20:見積 2】。

10. 管理運営

本学および本法人の管理運営体制については、寄付行為、大学学則、大学院学則、教授会規定、総務会規定等によって整備され、適切に機能している。

法人組織は業務決定機関としての理事会、執行機関としての理事長、業務及び財産の状況等の監査機関としての監事および諮問機関としての評議員会からなり、理事会・評議員会の審議結果のうち、教学関係については学長が教授会へ報告を行い、連携・意思疎通を図っている。

また、本学の管理運営体制については、毎月開催される総務会が重要な機能を果たしている。総務会は管理部門と教学部門とが相互に意見交換・調整をするシステムとして、管理部門・教学部門の責任者で構成され、毎月定期的に行われ、教学部門と管理部門の調整を担っている。教授会の意向は総務会を通して理事会に反映できるようになっている。

なお、本学大学院の管理運営体制については、帝京平成大学大学院研究科委員会規程に基づき研究科委員会を設置し運営を行っている【資料21:帝京平成大学大学院研究科委員会規程】。当該委員会は、学長が以下の事項について決定を行うに当たり、意見を述べるものとしている。

- ① 大学院 学生の入学、課程の修了に関する事項
- ② 修士及び博士の学位の授与に関する事項

従って、当該委員会は決定権者である学長に対して意見を述べる関係性にあり、学長のリーダーシップの下で研究科を戦略的に運営できる体制を構築している。

また、研究科委員会は、帝京平成大学大学院研究科委員会規程第4条2項に基づき、構成員以外の研究科担当教員の出席を求めることが可能であるため、本研究科の構想内容や教育課程の遂行における問題点、その解決策等、共通認識が必要な事項についての意見交換及び決定の場としても重要な役割を果たす。

年度当初の委員会においては、設置の目的である「多様化・複雑化する看護サービスに対するニーズに応えるために、的確な臨床判断や看護学に関する深い学識のもと、人々の QOL の向上に貢献できる看護理論や技術を提供できる高度な看護実践者・看護学教育者・看護学研究者を育成する」という目的を再認識させ、今後の研究指導を行う上で必要な共通認識を図る。

上記のとおり、本学の管理運営は適切に行われているが、大学を取り巻く社会環境は大きく変化しているため、学生の要望や大学に求められる社会の要請の多様化に対応していくためにも、理事会・評議員会の適切な運営が必要となる。理事会・理事長と学長等の役職者・教授会との連携が、今後も円滑に行われるよう十分配慮する。

1.1. 自己点検・評価

(1) 実施体制

本学における教育研究活動及び管理運営等の状況について自ら点検・評価を行い、本学の教育と研究水準の向上を図り、本学の建学の精神及び基本理念並びに社会的使命を達成することを目的に自己点検・評価委員会を組織している。

(2) 実施方法

自己点検・評価の結果については、帝京平成大学自己点検・評価委員会が取りまとめ、問題点や改善点を明らかにし、外部評価の検証を受ける【資料22:帝京平成大学自己点検・評価委員会規定】。また、自己点検・評価及び外部評価の実施内容と結果については、本学のホームページにて公表する。

(3) 評価項目

本研究科における点検・評価は次のとおりである。

- ① 教育理念・目標に関すること
- ② 自己点検・評価に関すること
- ③ 教育活動に関すること
- ④ 研究活動に関すること
- ⑤ 主要な演習教育内容と設備に関すること
- ⑥ 教員組織に関すること
- ⑦ 管理運営・財務に関すること
- ⑧ 社会との連携に関すること
- ⑨ 国際交流に関すること
- ⑩ 今後の課題に関すること
- ⑪ その他、委員会が必要と認める事項

1 2. 認証評価

本学においては、平成 29 年度に公益財団法人日本高等教育評価機構による認証評価を受け、平成 30 年 3 月 6 日に平成 29 年度大学機関別認証評価の判定結果として「日本高等教育評価機構が定める大学評価基準に適合している」と認定された。次回は令和 6 年度に受審を予定しており、再認証を得られるよう更なる改善を図っていく。

1 3. 情報の公表

本学においては、平成 23 年度より教育情報の義務化に伴い学校教育法施行規則第 172 条の 2 に記載される以下の教育研究活動等の状況について情報の公開を行う。本学における活動等を、学生及び保護者のみならず、広く社会に伝えていくことが重要であり、ホームページ（情報公表<https://www.thu.ac.jp/aboutus/disclosure>）、冊子、パンフレット等の各種メディアを通じて積極的に情報公表を行う。

- ① 大学の教育研究上の目的及び第百六十五条の二第一項（卒業の認定に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針、入学者の受入れに関する方針）の規定により定める方針に関すること
- ② 教育研究上の基本組織に関すること
- ③ 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること
- ④ 入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること
- ⑤ 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること
- ⑥ 学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること
- ⑦ 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること
- ⑧ 授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること
- ⑨ 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること
- ⑩ 専門職大学院「自己点検・評価」に関すること
- ⑪ その他、教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関する情報
- ⑫ 大学院設置基準第十四条の二第二項に規定する学位論文に係る評価に当たっての基準

なお、博士論文の公表については、帝京平成大学学位規定の 15・16 条に規定されており、帝京平成大学リポジトリにて Web 上に公表している【資料 18:帝京平成大学学位規程】。

1 4. 教育内容等の改善のための組織的な研修等

本学では、学部・大学院の設置計画を履行していくとともに、設置各学部・学科、研究科・専攻が掲げる目的を達成できるよう、教員一人ひとりが切磋琢磨しながら、教育内容や教育技法の改善に取り組んでいる。

特に大学院では、教員それぞれの専門領域における実践的な知見と経験が学生の教育に関して大きな意味を持つ。よって、教員がこれまでの講義に重点を置いた授業だけではなく、より実践的な内容の授業となるように、意識改革を行うことが必要であ

り、そのことが教員の資質の維持向上方策の原点であると考えている。

(1) FD委員会の設置

教育水準の向上と効率的な大学運営を実現していくためには、教員が一体となった組織的な取り組みが必要である。本学では、平成 20 年に FD 委員会を設置し、FD 委員会を中心に次の取り組みを実施しており、看護学研究科としても同様の取り組みを行う方策である。

(2) 全教員の教育力向上のための支援活動：「FD newsletter」の発刊

毎年3月に発刊する。毎年のテーマに沿ってFD活動の取り組み事例や教育・研究指導報告を掲載する。

(3) 学生による「授業評価アンケート」の実施

年間2回（前期・後期）、全ての学部・研究科で実施する。実施方法はアンケート方式とし、質問項目は授業の理解度を中心に自由記述できる項目を設けている。アンケートの結果は各教員にフィードバックし、学生の学修の活性化や教授法の改善に努めている。

また、教員はアンケートの結果をうけ、リフレクション・シートを作成する。アンケート結果とリフレクション・シートは、図書館に配架し自由に閲覧できるようにしている。学生へのフィードバックであると同時に、授業への取り組みに関する教員相互の情報共有の一助となっている。

アンケートの結果はFD委員会においても検討され、学生による「授業評価アンケート」が教育内容や教授法の改善にとって、より効果的なものとなるよう改良を重ねている。

(4) 公開研究授業の実施

年間2回（前期・後期）実施する。研究科の授業を公開し、合評会を開催する。

(5) 情報基礎教育の研究及び推進

「情報基礎教育研究・推進ワーキンググループ」を発足させ、学習支援システムの活用例やツールの分析、各種研究発表会への参加・報告を行い、授業展開の改善につなげる。また、情報倫理教育についても積極的に取り組む。

(6) 講演会の企画、実施及び教員の研修会参加に関すること

学内外のFD・SD会議への参加やシンポジウム、講演会等に参加することを積極的に推進する。

(7) その他FDに関すること

教員が自身の専門外の学際的な活動に積極的に参加し、教育者や研究者として学際的な視野を広げられるような取り組みを設定する。

以上